

広島県告示第八百三十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり介護予防通所介護に係る指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年八月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定介護予防サービス事業者	名 称	医療法人社団 光仁会
介護予防サービス事業を 廃止した事務所	主たる事務所の 所在地	広島市西区天満町 八番七号
名 称	所 在 地	デイサービスセ ンタースイート ピア府中
所 在 地	所 在 地	安芸郡府中町本町 二丁目三七〇―一
廃止年月日	所 在 地	平成一九年三 月二二日